

各所属所長 殿

一般財団法人青森県教職員互助会  
理事長 和嶋延寿  
(公印省略)

### 令和4年度スポーツ観戦補助事業の実施方法について (通知)

平素より、当互助会の運営等にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和4年度スポーツ観戦補助事業については、新型コロナウイルス感染症拡大により、例年と同様にチケットを斡旋することが難しいため、令和2・3年度に引き続き「請求方式」により実施することとしました。

詳細は下記のとおりですので、貴所属の会員へ周知くださるようお願いいたします。

### 記

#### 1 実施方法

- (1) 会員又は被扶養者がスポーツ観戦後、令和4年度スポーツ観戦補助事業請求書に、チケット半券(原本)を添付のうえ、互助会に請求する。
- (2) チケット半券に、観戦者名が記載されていない場合は、半券余白に氏名(フルネーム)を記入する。また、チケット価格が記載されていない場合は、チケット価格がわかるもの(チラシ等のコピー)を添付する。
- (3) 電子チケットの場合は、入場したことがわかる部分(入場済の記載がある等)のスクリーンショットを紙に出力のうえ添付する。
- (4) 観戦するスポーツは指定しない。(県外で観戦した場合なども含む。)

#### 2 補助額

チケット単価の半額(2,000円を限度)を補助する。

ただし、一会員につき会員本人・被扶養者合わせて、年度内6,000円を限度とする。

#### 3 補助対象期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの観戦分

#### 4 注意事項

請求書の様式は、同封の「令和4年度 青森県教職員互助会 様式集」17ページ、または互助会ホームページからダウンロードのうえ使用してください。

#### 5 その他

令和2・3年度に観戦した試合のチケット半券がある場合は、年度内限度額(6,000円)に達していない場合請求できます。

問合せ先：

一般財団法人青森県教職員互助会  
担当 佐藤

☎ 017(734)9914(直通)

MAIL gojokai@pref.aomori.lg.jp